

臨時福祉給付金の受け付けが始まります

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々の負担軽減を図るため、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

■支給対象者(下表参照)

平成26年1月1日時点で住民票が豊橋市にあり、平成26年度分市民税均等割が課税されない方※自身を扶養している方が課税される場合や、生活保護制度の被保護者となっております

■支給額

支給対象者1人につき1万円※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者は5千円を加算

■申請方法

対象となる可能性のある方には、申請書を7月末以降に郵送します。8月1日～12月26日(消印有効)に必要な事項を記入の上、申請書、本人確認書類および指定した口座が確認できる書類の写しなどを添えて同封の封筒により返送してください。また、申請書を直接持参する場合や、申請書の記入相談などをする場合は、8月1日以降に市役所「臨時福祉給付金」窓口(東館地下1階)までお越し

ください。

■現金受領方式について

現金による支給を希望する方は、10月1日以降に郵送または直接、申請書類を「臨時福祉給付金」窓口へ提出してください。

※支給には審査を要しますので、即日支給することはできません

■住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

<給与所得者>

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	97万円
夫婦	147.9万円
夫婦子1人	189.9万円
夫婦子2人	235.5万円

<公的年金等受給者>

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)	
単身	65歳以上	152万円
	65歳未満	102万円
夫婦	65歳以上	202.9万円
	65歳未満	160.5万円

問い合わせ

豊橋市臨時福祉給付金等事務局専用コールセンター
(☎) 39・4165

Q 自分が住民税を課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A 例えば、自身の給与明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合や、自身の給与や年金の収入が上表の非課税限度額以上の場合には基本的に住民税が課税されています。

Q 基準日(平成26年1月1日)の翌日以降に引越した場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

A 給付金は、基準日時点で住民票のある市区町村から支給されます。

れます。具体的な申請期間や手続きについては、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q 基準日以降に生まれた方や亡くなりましたか？

A 基準日に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなった方も、給付金の対象にはなりません。

この給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

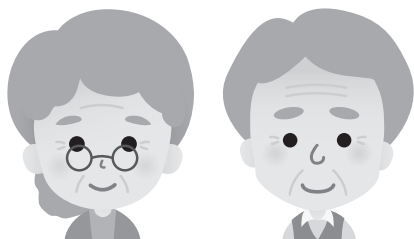
市町村や厚生労働省の職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。ATMの操作を求められたら、迷わず最寄りの警察署(または警察相談専用電話) (#9110)、市役所安全生活課(☎51・2305)にご連絡ください。

平成26年度 国民健康保険のお知らせ

■高齢受給者証を更新します

高齢受給者証は70歳以上の国民健康保険に加入している方に交付されます。8月1日から使用する高齢受給者証を7月下旬に発送しますので、医療機関にかかる時は、国民健康保険被保険者証と一緒に窓口に提示してください。

※今回の国民健康保険高齢受給者証の色は白です



■限度額適用認定証などは更新申請が必要です

入院や高額な外来治療を受ける際の支払い金額を抑えることができる「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」や、入院時の食事が減額される「標準負担額減額認定証」が必要な方は、申請(更新)の手続きが必要です。医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示した場合、1か月の医療費は下表の区分に応じた自己負担限度額までの支払いで済みます。また、入院時に市民税非課税世帯の方が「標準負担額減額認定証」を提示した場合、食事が減額されます。

申請に必要なもの ①国民健康保険被保険者証 ②現在お持ちの認定証 ③市民税非課税世帯の方が平成25年8月以降に合計91日以上入院している場合、医療機関の領収証または入院証明書※別世帯の代理の方が手続きをする場合はご相談ください **申請** 8月1日から市役所国保年金課8番窓口(西館1階)

問い合わせ

市役所国保年金課(西館1階・8番窓口)
 高齢受給者証について 窓口グループ(☎51・2293)
 限度額適用認定証について 保険給付グループ(☎51・2285)

■高額療養費の自己負担限度額

区分		自己負担限度額(1か月あたり)	
70歳未満	上位所得者	$150,000円 + [総医療費 - 500,000円] \times 1\%$	83,400円※1
	一般	$80,100円 + [総医療費 - 267,000円] \times 1\%$	44,400円※1
	市民税非課税世帯	35,400円	24,600円※1
70歳以上(入院)	現役並み所得者※2	$80,100円 + [総医療費 - 267,000円] \times 1\%$	44,400円※1
	一般	44,400円	
	市民税非課税Ⅱ	24,600円	
70歳以上(外来)	市民税非課税Ⅰ	15,000円	
	現役並み所得者※2	44,400円	
	一般	12,000円	
	市民税非課税(Ⅰ・Ⅱ)	8,000円	

・70歳以上で市民税課税世帯の方は高齢受給者証の提示で自己負担限度額までの支払いで済みます
 ・平成27年1月から70歳未満の自己負担限度額が変更になる予定です
 ※1 過去1年間で4回目以降の場合
 ※2 高齢受給者証の一部負担金の割合が3割の方